

平川市地域防災計画の修正要旨

1. 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。（災害対策基本法第42条）

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）

2. 修正事項について

（1）青森県地域防災計画修正（H29.3.24）を踏まえた修正

標記の計画について、東日本大震災をはじめとする近年の災害教訓、国の防災基本計画の修正等を踏まえた、災害対策全般にわたる修正が行われたため、上位計画との整合を図るため所要の修正を行う。

（2）本市防災対策の現状を踏まえた修正

①災害協定に関する修正

- ・平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定（H27.4 締結）
- ・平川市福祉避難所の確保に関する協定書（H25.3 締結）
- ・青森県消防相互応援協定（H28.2 締結）
- ・災害時における建築物等の解体撤去に関する協定書（H29.8 締結）
- ・公共土木施設パトロールに関する覚書（H29.9 締結）

②地震被害想定に係る修正

平成29年度において、本市防災会議委員である片岡俊一教授（弘前大学大学院理工学研究科）が実施した津軽山地西縁断層帯（南部）を震源とした本市に関する被害想定算出結果について、情報提供があったため、関連する記述を追記する。

③市民体育館の地域防災拠点施設としての位置づけに係る修正

現平賀体育館（指定避難所兼指定緊急避難場所）の老朽化に伴い、現在、市民体育館の建設（平成30～31年度）が予定されている。

本市防災体制の強化を図るため、標記の施設について、現平賀体育館の避難所としての代替機能を基本に、避難所環境の向上及び大規模災害時を想定した常備消防と連携した非常備消防の活動拠点、市民向けの備蓄機能等を兼ね備えた「地域防災拠点」としての位置づけとするため、所要の修正を行う。

④弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署の建設計画を踏まえた修正

平成28年度耐震診断結果により、標記の施設の耐震指標が判定基準を下回る結果となったことを踏まえ、現在、新たな候補地への移設建設が予定されていることから、消防施設整備計画に係る所要の修正を行う。

⑤その他防災対策上の各種データ及び語句の整理・修正等による時点修正